

.世田谷区の環境の現状と課題

1 . 世田谷区の概要

世田谷区は、東京 23 区中最大の約 92 万人（令和 5 年 8 月時点）の人口を擁し、面積 58.05 km²を占めます。武蔵野台地の南東端に位置し、区内を流れる河川は、多摩川、野川、仙川、丸子川などの多摩川水系と、呑川水系、目黒川水系に大別されます。多摩川水系以外は、かつては灌漑用水として利用されていましたが、現在はほとんどが下水道幹線として暗渠化（一部は親水公園）されています。

環状 7・8 号線や国道 246 号線、世田谷通りなどの幹線道路や、京王線、小田急線、東急線の鉄道が通り、いずれも都心部等へ向かう通過交通となっています。

多摩川の沿岸と台地との間には国分寺崖線と呼ばれる急傾斜地帯が続いており、崖線沿いの樹林地や点在する社寺林、屋敷林、西部地域に多い農地などにより、一般に緑の多いまちというイメージが定着し、都心に近いことから宅地が 6 割を占める良好な住宅都市となっています。

2 . 世田谷区の環境の課題

地球環境

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気象災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。世田谷区でも台風や集中豪雨により浸水被害が発生するなど、区民生活に大きな影響をもたらしています。区民・事業者の皆さんとこの状況を共有し、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みと、今起こっている気象災害から区民の生命と財産を守る取組みを進める必要があります。

地球温暖化対策については、1997年(平成9年)に「京都議定書」が採択され、2005年(平成17年)に発効しました。わが国でも、2008年(平成20年)～2012年(平成24年)の第一約束期間に、温室効果ガスを1990年(平成2年)の水準の6%減という目標を定め、産業界や各家庭でも二酸化炭素削減の取組みが進められてきました。2013年(平成25年)11月には、2020年(令和2年)に2005年(平成17年)度比3.8%削減とする目標を決定しました。その後、2015年(平成27年)に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年(令和2年)以降の新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。この中でわが国も、2030年(令和12年)度までに2013年(平成25年)度比で26%を削減(2005年度比25.4%削減)する「日本の約束草案」を提出し、これを踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定しました。2020年(令和2年)には、パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年(令和3年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基本理念として位置づけました。また、2030年(令和12年)度において、2013年(平成25年)度比で温室効果ガスの46%削減をめざすこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、「地球温暖化対策計画」に明記しました。

世田谷区では深刻化する気候危機の状況を踏まえ、2020年(令和2年)10月16日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行うとともに、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明しました。また、2023年(令和5年)3月には、新たな世田谷区地球温暖化対策地域推進計画を策定し、脱炭素社会の構築に向けた取組みを推進しています。

東京都は、世界有数の大都市であり、大量のエネルギーが消費されています。世田谷区においては、エネルギー消費量が東京都全体の約4.9%を占めており、そのうちの半分以上を家庭部門が占めています。エネルギー消費量を削減するためには、エネルギーの消費量自体を減らす「省エネ」の取組みを進めていく必要があります。それとともに、エネルギー消費による二酸化炭素の排出量を減らすために、再生可能エネルギー等の脱炭素に役立つエネルギーの導入を進めていくことが求められます。

世田谷区内のごみの収集量は、区民の分別徹底と資源回収の協力などにより、清掃事業の区移管前の平成11年度と令和4年度を比較すると、区民1人1日あたりのごみの排出量が約41%減、資源回収量が約2.3倍となる成果をあげています。さらに、可燃ごみに含まれる資源の分別徹底や食品ロスなど

を含む生ごみを削減することで、ごみ収集量の更なる削減をめざしていきます。

最後の処分場である中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を少しでも長く利用していくためにも、これまでの取組みを継続・拡充するとともに、区民・事業者主体による取組みを促進し、ごみの発生抑制をより一層進めて、環境に配慮した持続可能な社会をめざしていく必要があります。

自然環境・都市環境

世田谷区は、東京23区の中では比較的多様な自然環境が存在する区です。しかし、特に高度経済成長期以降の土地利用の変化等により、貴重な自然環境は急激に減少してきました。区の緑被率は、昭和48年には33.9%だったものが、商業業務地の拡大、ミニ開発の増加、マンション建設等の開発に伴って減少を続け、平成9年には20.5%、平成13年には20.45%となりました。その後、緑化指導等によって植栽された樹木の生長や調査精度の向上等により、平成18年には24.01%と上昇しましたが、平成23年には22.89%とまた少し減少しました。平成28年には樹木の生長等により、23.56%とやや上昇しましたが、令和3年には22.56%となりました。

平成13年から調査しているみどり率（緑被率＋水面と公園内の緑で覆われていない部分を合計した土地の割合）も、平成13年には21.41%で、平成18年には25.56%と上昇しましたが、平成23年には24.60%と減少しました。平成28年には25.18%と、約0.6ポイント上昇しましたが、令和3年には、24.38%となり、前回調査から0.80ポイントの減少となりました。

世田谷区の緑被面積の約6割は民有地にあり、その民有地のみどりは相続に伴う土地の細分化や開発事業等のために減少していることから、緑地の保全や創出の対策が求められています。

特に、近年、国分寺崖線周辺の斜面地にマンション等が増加し、豊かなみどりが失われていることから、「国分寺崖線保全整備条例」、「みどりの基本条例」、「斜面地等における建築物の制限に関する条例」、「風景づくり条例」など、多様な制度により保全に取り組んでいます。また、平成22年10月からは、緑化が建築確認の要件となる、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、みどり豊かで良好な住環境の整備に向けた取組みを推進しています。

都市化による雨水浸透面の減少で地下水・湧水の湧水化が進み、市街地における河川汚濁の現況に対応するとともに、下水道整備を促進するため、河川の暗渠化が進みました。

良好な水循環と水辺の再生のため、雨水浸透設備の普及等により地下水の保全を図りつつ、水辺再生事業の実施により、水と親しめる環境の整備を進めてきました。

生活環境

区に寄せられる公害に関する苦情の年間件数は減少傾向にありましたが、平成24年度以降は横ばい傾向にあります。建設作業に伴う騒音・振動等に関する苦情が最も多く、都市生活型公害への対応が課題となっています。

産業型公害は、環境規制の強化によりある程度改善されましたが、幹線道路沿い等では、ほとんどの調査箇所騒音の環境基準を達成することができず、また、大気汚染状況を示す二酸化窒素についても高い数値を示している箇所があり、自動車公害への対応が課題となっています。東京都が平成15年10月からディーゼル車の走行規制を始め、区でもディーゼル車への粒子状物質減少装置の装着助成を続けたこと等の効果により、浮遊粒子状物質（SPM）は環境基準を達成していますが、今後も大気汚染の改善のための一層の取組みが必要です。

区内河川の水質については、野川や仙川は近年、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を概ね達成していますが、一層の改善が求められています。

区は、ポイ捨て防止等に関する条例（現「環境美化等に関する条例」（平成30年3月条例改正））により、区内全域でポイ捨てと歩きたばこをしないことを定め、環境美化について一定の成果をあげてきました。

さらに近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会開催を契機に、屋内の受動喫煙防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で

安全かつ良好な環境を実現することが求められ、平成30年10月世田谷区たばこルールを施行しました。

生活面での課題として、カラス問題もあげられます。ごみを散らかしたり、繁殖期に人が威嚇・攻撃される被害が発生しています。平成16年から、カラスの巣の撤去を行うなど対策を進めています。

住居や敷地内外に大量の物品を溜め込み、悪臭や害虫の発生、通行の障害等、居住者と地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすような、管理不全な状態にある住居等の対策に取り組み、良好な生活環境を保全することが求められています。